

# 川越キングス・ガーデン

## 訪問介護・介護予防訪問介護・訪問型サービス

### 重要事項説明書

〈2026年1月1日現在〉

#### 1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

管理者 伊藤 貴俊  
連絡先 049-231-5550 (受付時間：午前9時～午後6時)  
担当 青柳 とし子

#### 2 川越キングス・ガーデン・ヘルパーステーションの概要

##### (1) 提供できるサービスの種類

事業所名 川越キングス・ガーデン  
所在地 川越市天沼新田 247-2  
介護保険指定番号 川越市 1170400228号  
サービスを提供する対象地域：川越市 坂戸市 鶴ヶ島市  
(その他の方でもご希望の方はご相談下さい)

##### (2) 同センターの職員体制

サービス提供責任者 青柳 とし子 森 節子 武藤ゆう子

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		管理	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	3名		生活支援相談	1名
介護職員	介護福祉士	3名	3名	訪問介護	6名 以上
	ホームヘルパー1～2級	0名	6名		

##### (3) 提供時間帯

	通常時間帯	早朝	夜間	深夜
	9:00~18:00	6:00~9:00	18:00~22:00	22:00~6:00
平日	○	×	×	×
土曜・祝日	○	×	×	×
日曜	×	×	×	×

\*営業時間外の個別の件についてご相談に応じます。

\*年末年始 12/30～1/3 はお休みします

#### 3 サービス内容

身体介護：食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、通院介助、歩行介助、体位交換等  
生活援助：買物、調理、掃除、洗濯等

#### 4 利用料金

(1) 利用料 1単位(6級地) 10.42円

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(利用表)の1割

または2割、または3割です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

		基本単位数	利用料金(約)
身体介護 イ	20分未満	163単位	約212円
	20分以上30分未満(身体1)	268単位	約348円
	30分以上1時間未満(身体2)	426単位	約553円
	1時間以上579単位に30分増すごとに84単位		
生活援助 ロ	20分以上45分未満(生活2)	197単位	約256円
	45分以上(生活3)	242単位	約314円
身体生活	身体30分生活30分(身1生1)	340単位	約441円
	身体60分生活30分(身2生1)	497単位	約645円
	身体30分生活60分(身体1生2)	411単位	約534円
ハ	*初回加算	200単位	約209円
ニ	*生活機能向上連携加算	100単位	約105円
ホ	*緊急時訪問介護加算	100単位	約105円
ヘ	特定事業所加算Ⅱ	(イからホまで合計) + 10/100単位を加算	
要支援 訪問型 サービス	介護予防訪問介護(週1回)	1176単位	約1525円
	介護予防訪問介護(週2回)	2349単位	約3047円
	介護予防訪問介護(週3回)	3727単位	約4834円
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	+ (イからへまで合計) × 0.245単位	

※要支援・訪問型サービスの方には特定事業所加算Ⅱは加算されません。

※上記は一割負担の場合の金額ですが、月単位の計算により誤差が生じることをご了承下さい。

※上記の金額は介護職員等処遇改善加算Ⅰ(月の合計単位数×0.245%)を含んでいます。

※要支援1と事業対象者の方は、週3回は利用できません。

※基本料金に対して、早朝(午前6時~9時)・夜間(午後6時から午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時~午前6時)帯は50%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

## (2) 交通費

第8条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護及び指定介護訪問型サービスに要した交通費はその実費を徴収する。なお自動車を使用した交通費は次の額とする。  
\*通常の事業の実施地域を超えての交通費キロ×20円

## (3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。

①ご利用日の前日、午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料
②ご利用日の当日、午前9時までにご連絡をいただいた場合	利用料の20%
③ご利用日の当日、午前9時までにご連絡がなかった場合	利用料の40%

## (4) 料金のお支払い方法

毎月、10日過ぎに前月分の請求書を発送いたします。

お支払い方法は、口座引落しでお願いいたします。

## (5) その他

お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

## 5 サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替

#### ① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

#### ② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者およびその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス提供責任者の業務

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申し込みに関する調整や訪問介護計画書の作成をはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点、サービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。(担当の訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。)

- ① 訪問介護サービスに利用の申し込みに関する調整
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③ 居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④ 訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤ 訪問介護員の業務管理
- ⑥ 訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑦ 訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務

## 6 当法人の訪問介護サービスの特徴等

### 運営の方針

- ・ 利用者のご家族の気持ちを大切にしながら、ご希望に添ったサービスを提供します。
- ・ 利用者の尊厳を重んじ、ホームヘルプサービスを利用なさることによって生き甲斐を持つことができる援助を提供します。

## 7 緊急時の対応方法

サービス提供中に様態の変化や事故等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡し、適切に対応いたします。

## 8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は市町村、家族に連絡すると共に必要な措置を講じます。又サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償の措置を講じます。又事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名：ライフサポート損害補償保険

## 9 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他電磁的記録を含む）については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10 金品等の授受の禁止

訪問介護員は、ご利用者様・ご家族からサービス利用費以外の金品や飲食物、その他財産上の利益を受け取ることはできません。

11 貴重品等の管理

貴重品・金銭の管理は、ご利用者様・ご家族の責任にて行っていただきますようお願いいたします。不要なトラブルを避けるため貴重品や金銭等を極力目に付く場所に置かないようご配慮をお願い致します。

12 事業者の解約権

本契約を継続しがたいほどの背信行為とは、以下のような場合です。

- ① 事業者（管理者・職員）に対する身体的暴力（身体的な力を使って危険を及ぼす行為）
- ② 事業者（管理者・職員）に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 事業者（管理者・職員）に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度要求等、性的な嫌がらせ行為）
- ④ 介護サービス提供拒否、事業者からの連絡に応じない等、事業運営を著しく阻害し、信頼関係を築くことが出来ない行為
- ⑤ 事業者（管理者・職員）或いは他の利用者に対する故意な法令違反その他著しく常識を逸脱する行為

13 サービス内容に関する相談・苦情

サービス相談・苦情窓口

- \* 川越キングス・ガーデン事務室 電話番号：049-232-5155  
(受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)
- \* 埼玉県国民健康保険連合会 苦情相談窓口 048-824-2568
- \* 各市区町村の介護保険課 川越市役所 049-224-8811
- \* 第三者委員 石井 陵太 048-781-3226  
町田さとみ 049-224-7594

14 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉 川越キングス・ガーデン  
 代表者役職・氏名 理事長 片岡 正雄  
 本部所在地・電話番号 川越市天沼新田 247-2 049-232-5155

定款に定めた事業	1 特別養護老人ホーム
	2 軽費老人ホーム（ケアハウス）
	3 老人デイサービス事業
	4 老人短期入所事業
	5 老人居宅介護等事業
	6 老人介護支援センター
	7 障害者福祉サービス事業
	8 生計困難者に対する相談支援事業
	9 介護予防・日常生活支援総合事業

指定事業	特別養護老人ホーム	3か所
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	2か所
	短期入所生活介護	3か所
	通所介護	2か所
	訪問介護	2か所
	地域包括支援センター	2か所
	居宅介護支援事業	2か所
	介護予防・日常生活支援総合事業	4か所

令和 年 月 日

訪問介護のサービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〔事業者名〕 川越キングス・ガーデン（指定番号 1170400228）

〔住所〕 埼玉県川越市天沼新田 247-2

〔説明者名〕 \_\_\_\_\_ 印

私及びその家族は、契約書及び本書面により事業所から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。また私の訪問介護サービス・保険医療サービス及び福祉サービスの援助のために、私及びその家族についての必要な情報（住所、氏名、健康状態、病歴、家族状況等事業者が介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報、その他業務を実施するうえで必要となる情報）を関係機関に開示することを同意します。

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理者氏名 \_\_\_\_\_ 印